

個別審第301号  
令和元年5月28日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査会



### 理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

#### 記

##### 1 濟問事件

濟問番号：令和元年（行情）濟問第21号

事 件 名：保釈中の被告人が事件関係人に接触した結果、事件関係人の供述を自己に有利に変更して無罪判決を獲得した事例に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

##### 2 意見書又は資料の提出期限等

###### ① 提出期限

令和元年6月18日（火）

###### ② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39  
永田町合同庁舎4階  
TEL 03-5501-1723

FAX 03-3502-7350

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

差支えがない。

適当ではない。

(適当ではない理由)



諸問庁：法務省

## 理由説明書

## 第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

## 1 開示請求の内容

本件開示請求は、「保釈中の被告人が事件関係人に接触した結果、事件関係人の供述を自己に有利に変更して無罪判決を獲得した事例に関する法務省が作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）」を対象としたものである。

## 2 処分庁の決定

処分庁は、開示請求に係る当該行政文書の存否を答えるだけで、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第4号所定の公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法第8条に該当するとして、法第9条第2項の規定により不開示決定を行った（以下「本件不開示決定」という。）。

## 第2 諸問庁の判断及び理由

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているところ、諸問庁においては、原処分を維持することが適当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

## 1 本件対象文書について

具体的な事件に関し、当該事件を担当する地方検察庁等から法務大臣に対して報告がなされた場合の文書には、例えば、刑事関係報告規程（昭和62年法務省刑総訓秘第28号）第2条及び同規程別冊第1事件報告一覧表に基づく事件報告によるものがある。

同規程による事件報告の対象となるのは、特定の罪名の事件や、特定の身分を有する者の事件等のほか、犯罪捜査上参考となる事件や公判遂行上参考となる事件とされている。

## 2 存否応答拒否について

本件開示請求は、「保釈中の被告人が事件関係人に接触した結果、事件関係人の供述を自己に有利に変更して無罪判決を獲得した事例に関する法務省が作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）」であるが、特定の具体的かつ詳細な状況を前提とした事案について、法務省において把握しているか否かを明らかにすることは、検察庁において、そのような事案として把握しているか否か、当該事案を刑事関係報告規程等に基づき、犯罪捜査や公判遂行上参考になるものなどとして、法務省が把握すべき事件であると認めたか否かという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

当該文書が存在することを明らかにした場合、本件請求に係る内容が相当限定的なものであることも踏まえると、例えば、既に報道されている情報や公開の法廷などで明らかにされた情報等（被告人による事件関係人への接触の有無、無罪判決の理由で指摘された事件関係人の供述状況等）と結び付けて理解されることで、無罪判決は、保釈中の被告人が事件関係人に接触し、同人の供述を被告人に有利に変更させたことで得られたものであるとして、検察庁において認識され、法務省に報告すべき事件と評価しているなどという評価、誤解、憶測等を招くおそれがある。

他方、当該文書が存在しないことを明らかにした場合、例えば、被告人による事

件関係人への接触やその際の供述変更の働きかけを個人的に把握している者において、無罪判決の理由は被告人による事件関係人への接触やその際の働きかけにあるが、検察庁が当該接触や働きかけを把握していないなどと考え、これらの行為は検察庁に露見することなくなし得るものという評価、誤解、憶測等を招くおそれがあり、さらには、それらが世間一般に拡散するおそれもある。

そして、これらの評価、誤解、憶測等を招いた結果、現に保釈中の被告人や被疑者による事件関係人への接触行為、事件関係人に対する供述変更の働きかけを誘発するとともに、それらの手口の巧妙化が進むおそれがある。

いったんこのような行為が行われれば、捜査機関の証拠収集活動や公判立証への影響はきわめて大きく、請求に係る文書の存否情報は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法第5条第4号の不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、請求に係る文書の存否情報を回答するだけで、法第5条第4号の不開示情報を開示することとなるため、法第8条による存否応答拒否により対応することが相当であると考えられる。

### 第3 結論

以上のとおり、本件行政文書開示請求に対し請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法第5条第4号の不開示情報が明らかになるとして存否応答拒否とした処分庁の決定は妥当である。